

公益社団法人 日本奇術協会 認定師範基準

ガイドライン

当協会は認定師範のため次の資料を申請者にもとめるものとする
奇術の分野を明記すること

論文基準内容について

奇術講師の教養として、奇術に対する考え方や原理・技術・演技などについて考えるところを述べる小論文 2000 字以上、認定師範として奇術に関連する諸問題についての深い教養が求められる。特定の奇術にたいして十分な知識と技量を兼ね備えていなければならない。演技にはそういった人格・教養といったものが顕れてくるものである。芸は技量とともに価値観、世界観、人格的なものも反映される。

・ **内容の例**（下記の例を参考にしてまとめること）

- ① マジックとの出会い
- ② マジシャンの心得
- ③ 演技について
- ④ マジックの原理
- ⑤ 手順の構成
- ⑥ 観客の反応
- ⑦ 芸術、演芸としてのマジックの特性
- ⑧ 奇術の歴史

・ **認定基準**

主たる専門（演技種目）

本人の申請によるもので数種目でも可とする。申請者は以下の種目の中から希望する認定師範種目を選ぶこととする。ただし主たる専門は1つとする。

認定講師分類（論文テーマの分類）

1. 【ステージマジック全般】

この中には従来 of 和妻を含め古典的な奇術も可とする。種目もしくは奇術の現象を記述できるものとする

2. 【マニピュレーションを主としたマジック】

上記1以外の演目でカード、玉、コインなど主としてマニピュレーションを用いた演目でステージ演技としての鑑賞に堪えるもの

3. 【イリュージョン】

いわゆる大道具を用いた演技で、どのような現象か記述すること

4. 【クロースアップ】

テーブルマジックに属するもので現象はテーブル上で鑑賞に供される

申請手続き

- ・申請は（公社）日本奇術協会会長に宛てるものとする
- ・会長の諮問機関として講師認定諮問委員会を構成する
- ・申請者は申請書類（参照）に必要な事項を記入し、マジッククラブ会長、協会認定講師（公社）日本奇術協会役員など奇術に関してしかるべき見識ある人物1名による推薦を必要とする

審査手続き

- ・認定師範の審査は会長諮問委員会としての審査委員会を設けるものとする
- ・審査委員会は3名から5名の審査員で構成され、会長が指名する
- ・審査委員の互選により審査委員長1名を決定する
- ・審査委員長は委員会を招集し必要書類、審査書類の準備を協会事務局に求めることができる
- ・審査結果はすみやかに会長に報告し、すみやかに理事会に報告する

費用

- ・当面の間1件認定につき150,000円を協会事務局に支払うものとする

参照：申請書類は

- ①芸名・本名（交付申請書 p4）
- ②認定を受けたい演目名
- ③奇術歴
- ④他の演技可能な奇術
- ⑤推薦状1通
- ⑥小論文

氏名	芸名	年齢
奇術関係 経歴		所属クラブ 入会年度 通算歴年数 年
現在の主 な活動		得意分野 ステージ部門 プロダクション スライハンド イリュージョン クローズアップ部門 カード コイン その他
講習可能 分野		認定師範主分野 特定部門講師 種目 特別講師

認定師範交付申請書

正木 慎一 殿

公益社団法人日本奇術協会が発行する認定師範基準(ガイドライン)に基づき
各要項に揚げる条件に適合している旨の証明書の交付を申請いたします。

1.申請者

本 名 : _____

芸 名 : _____

2.所在地 : _____

3.固定電話 : _____

携帯電話 : _____

4.生年月日 : S. H. R 年 月 日

5.性 別 : 男 女

6.配偶者 : 有 無

7.職 業 : _____

写 真
Photo
40mm×
30mm